

串本古座高等学校地域協議会からの支援について

串本古座高等学校地域協議会

全国募集枠で本校に入学する生徒に対して、以下の支援を実施しています。

1 対象者

和歌山県外から和歌山県立串本古座高等学校（以下「高校」という。）に入学し、串本町または古座川町から通学する者

2 支給の決定

串本古座高等学校地域協議会（以下「協議会」という。）は、補助金の申請があったときは、補助金支給の可否を協議する。

3 補助金の額

- (1) 住居費 家賃の月額額の2分の1。ただし、20,000円を限度とする。
- (2) 食費 1か月あたり10,000円。
- (3) 交通費 年3回の里帰りの交通費。ただし、80,000円を限度とする。
- (4) 宿泊費 受験時宿泊費用の2分の1。保護者等を含み1泊2名まで。

4 補助金の取消し及び停止

協議会は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 休学又は退学をしたとき。
- (2) 受給者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、受給者として適当でないとき。

※住居については、串本町内にはマンションやアパートを斡旋する業者が数社ありますので、自分が望む宿舎を探して契約してもらうことになります。

宿舎探しについては、地域協議会コーディネーターがお手伝いをします。